

今回の総合見直しにあたり、現在ある農地について、次の条件を基準に農用地区域についての設定を検討します。

- ①集団的に存在する農地でその規模が20㌥以上のもの
- ②土地改良事業等の施行にかかわる区域内にある土地
- ③土地改良施設用地
- ④農業用施設用地で2㌥以上の土地および①、②に隣接する土地
- ⑤地域の農業振興を図る観点から、その利用確保が必要と認められる土地

以上の基準でまず農地を区分します。
さらに下記の具体的な方針に沿って、農用地区域の見直し作業を進めます。

- ①は場整備実施済みの農地については、優良農地として保全するため、農用地区域としますが、社会的、経済的経過においてスプロール化（開発による虫食い状態）により取り残された農地は、農用地区域からの除外を検討します。
- ②農用地区域内の農地（青地農地）において、山林原野中にある分散された農地または山麓傾斜地にある農地で、おおむね10年を見通して農業上の利用を目的とする確保が難しく、その位置や地形、耕作条件等、農業振興における検討の結果、農業上の利用においてその確保が適当でないものは、農用地区域から除外します。
- ③集落に介在している、または孤立的に存在している農用地区域内の農地で、その利用確保が地域の農業振興において、適当でないものは、農用地区域から除外をします。
- ④農用地区域内にある孤立的な農用地区域外の農地（通常、白地農地と呼ばれています）について、一段の優良農地として農業振興をすべきものと判断される場合は、農用地区域への編入（白地農地を青地農地にすること）を検討します。

以上の具体的な見直し方針により、計画の策定を進めます。

今回は
「総合見直し」による
農用地区域の変更

「総合見直し」による変更
おおむね5年ごと農業振興
地域整備計画を見直すための
調査を行うこととされていて、
その結果に基づいて必要が生じた
場合に行う変更

農用地区域の変更手続き
次の2通りの手続きがあります。
「一般管理」による変更
経済事情の変動等により、
計画の一部を見直すもので、「個
別的」な申し出に基づく変更。
安曇野市では、年2回の申し出
期間を設けて、受付を行っています。

安曇野市 農業振興地域整備計画の見直しを行います

農業振興



豊かな自然と景観を守り、暮らしやすさと産業発展のバランスが取れた田園都市を目指す安曇野市にとって、農業の振興は大変重要な課題です。市では、安曇野にふさわしい農業の振興と優良農地の保全ため、「安曇野市農業振興地域整備計画」の見直しを本年度から行います。
そこで、見直しの方針などについてお知らせします。

農業振興地域整備計画とは

優良な農地を保全するため「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に基づき、農業振興地域制度（下図参照）が設けられています。

農業振興地域整備計画は、優良な農地を保全するとともに、農業振興のための施策を計画的に実施する総合的な計画で、県から農業振興地域の指定を受けた市町村が策定します。この計画では、今後、おおむね10年にわたり、農業上の利用を確保すべきとされる「農用地区域」の設定がされています。

現在、安曇野市内の優良農地は「安曇野市農業振興地域整備計画」により保全されていますが、この計画における「農用地区域」については、合併前の5町村当時に設定された区域となっています。そこで、安曇野市においても、こ

の農業振興地域整備計画に基づく農用地区域の見直しを含めた総合見直しを行います。

農用地区域を変更するには

農用地区域内の農地は、「一般的に「青地農地」と呼ばれ、原則として農業以外の利用はできません。農用地区域内の農地は、農業上の利用を確保すべき土地であり、農業に関する公共投資やその他の農業振興に関する施策が、集中的かつ計画的に実施されています。そのため、農用地区域内の農地を農地以外に利用するためには、農業振興地域整備計画の変更が必要となり、その手続きには、「一般管理」と「総合見直し」があります。今回は、「総合見直し」の手続きにより、その基本方針（左図）に従って農用地区域の見直しを検討します。なお、現在、市が策定を進めている土地利用計画とも関連することから、

図三郷総合支所内

産業観光部農政課農政係

（☎77・3111 FAX 77・6060）



農業振興地域制度の概要

農業振興地域整備基本方針
国が示す農業振興に関する
指針に従い、その都道府
県における農業振興の方針
農業振興地域の指定
農業の健全な発展のために、
総合的に農業の振興を図る
べき地域の指定

都道府県（長野県）

農業振興整備計画の策定

優良な農地を保全するとともに、農業振興施策を計画的に実施するための総合的な農業振興計画（以下2部による構成）
○農業振興施策の計画や各種農業関係事業の具体的な実施計画（マスタープラン）部分
○農用地利用計画（農用地区域等の設定部分）

※農用地区域とは、今後、おおむね10年にわたり、農業上の利用を確保すべき土地

市町村（安曇野市）による策定および変更